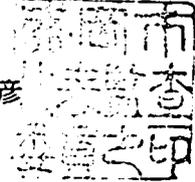


1 盛 監 第47号

令和元年11月11日

盛岡市議会議長 遠藤政幸様

盛岡市代表監査委員 菅原和彦



住民監査請求の收受について（通知）

令和元年11月6日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求が提出されたので、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の規定によりその例によることとされる改正法による改正後の法第242条第3項の規定により通知します。

記

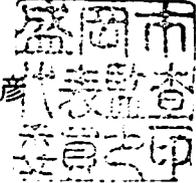
- 1 請求人 [REDACTED]
- 2 請求年月日 令和元年11月6日
- 3 收受年月日 令和元年11月6日
- 4 請求の要旨 盛岡市玉山字畑井沢3番29地先から3番36の法定外道路について、林道としての管理を求めるもの
- 5 盛岡市職員措置請求書 別紙のとおり（事実証明書の添付は省略）



1 盛 監 第 49 号
令和元年 11 月 14 日

盛岡市議会議長 遠藤 政 幸 様

盛岡市代表監査委員 菅 原 和 彦



住民監査請求の結果について (報告)

令和元年 11 月 6 日付けで提出された地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求 (以下「本件請求」という。) について、同年 11 月 11 日付けで通知していましたが、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、次の理由により住民監査請求の対象としては不適法であると判断し、これを受理せず却下したので報告します。

なお、請求人には同年 11 月 14 日付けで上記の旨通知したので併せて報告します。

記

1 本件請求の内容

別紙のとおり (事実証明書の添付は省略)

2 却下の理由

住民監査請求制度は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、地方公共団体の住民全体が損失を被ることを防止するため、住民が監査委員に対し監査請求を提出することで、その違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を防止し若しくは是正し又は地方公共団体の被った損害の補てんを図ることを目的とする制度である。

法第 242 条第 1 項に定める請求の対象となる行為のうち、財産に関しては、「違法若しくは不当な財産の取得、管理若しくは処分」又は「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」が認められる場合に限定されている。

本件請求は、赤せん道路 (以下「法定外道路」という。) を林道として管理することを要望するものであるが、法定外道路を林道として管理すべきか否かは、その必要性や優先度を勘案し、盛岡市の裁量で判断すべきものであり、現状の管理をもって違法若しくは不当な財産の管理又は管理を怠る事実に該当するものではなく、また、盛岡市に損害をもたらす行為とも認められないことから、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求としては不適法なものと判断した。



盛岡市職員措置請求書

玉山総合事務所 産業振興課長及び建設課長に関する措置請求

請求の要旨

令和元年5月15日付 盛岡市議会に「畑井沢の盛岡市の所管である林道に接続している市の所管である「赤せん道路」を林道に編入に関する陳情（要望）」について農林部長に行政としての見解を文書で求めたところ、割船林政課長より回答があり、林道を管理する玉山総合事務所産業振興課から回答させるとのこと。8月14日付同産業振興課長からの回答の内容は抽象的で現場での私の見解とは異なっていたので、受理した回答の内容について問題点をあげ再回答を求めた。9月12日付の再回答も問題外の内容であった。

8月14日付同産業振興課長からの回答で陳情の箇所は利用者が限られているとあるが「林道」と「赤せん道路」の同距離であれば利用者も同数とみてよいとう。この事に関しての質問に再回答では自分で調べることもある。なんと無責任な回答であるか。

陳情書に記載している様に市の所轄の林道の両側の山林はよく手入れが行き届いているが一方、林道に接続している1.5kmの「赤せん道路」の両側や周辺山林はほとんど人手が入らず放置された状態です。又、8月14日付の私宛ての回答で「林道」は不特定多数の人が利用する恒久的な公共施設で一般車両の通行を想定した幹線道路と表現しているが

当該の畑井沢の林道は途中で行止まりになっている現状であるにもかかわらず、不特定多数の人が利用する云々とあるが、全く矛盾しています。現状は林道の利用者は特定少数の林道沿いの山林所有者であることは明白です。林道という行政の恩恵を特定少数の山林所有者に与え、「赤せん道路」沿いの山林所有者を無視する行政であると私は思考します



以上、盛岡市議会に陳情した「赤せん道路」を林道に編入の措置を請求します。

請求者

住所 岩手県盛岡市湯沢西三丁目6番10号

職業 無職

氏名

福田 昇 

以上、地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を

請求します。

6日

令和 元年 11月 

盛岡市監査委員 様